

地方公共団体名	群馬県
---------	-----

1．設置されている保健・福祉に関する事務所等

事務所等名	箇所数
福祉事務所	1 1
保健所	1 1
児童相談所	3
婦人相談所	1
身体障害者更生相談所	1
知的障害者更生相談所	1
精神保健福祉センター	1

2．統合事務所の概要

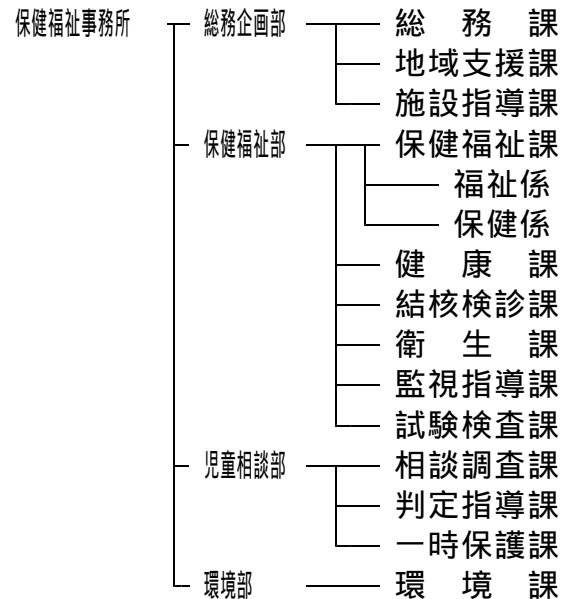
統合事務所名	保健福祉事務所
統合事務所箇所数	1 1 箇所
統合時期	平成 1 1 年 4 月

群馬県においては、今後の少子高齢社会に対応するため、介護保険制度導入を目前に控えた平成 1 1 年 4 月に 1 2 カ所の保健所、10 カ所の福祉事務所及び 3 カ所の児童相談所を統合再編し、1 1 カ所の保健福祉事務所を設置した。保健福祉事務所の配置及び所管区域については二次保健医療圏、老人保健福祉圏ごとに 1 事務所という原則に則って配置するとともに、主に県税の賦課徴収及び地域振興業務を所管する県財務事務所（平成 1 1 年 4 月から組織変更により行政事務所）の配置状況を勘案し、この配置数及び所管区域と整合させた。

1 1 カ所の保健福祉事務所は 2 部～4 部の体制とし、前橋保健福祉事務所においては別表のとおり総務企画部、保健福祉部、児童相談部、環境部の 4 部の下にそれぞれの課を置いた。

前橋保健福祉事務所組織図

（H11.4.1 現在）



3．統合効果

（1）住民サービスの向上

1 1 カ所の保健福祉事務所においては、旧福祉事務所と旧保健所と障壁がなくなり、保健と福祉の密接な連携を可能にし、着実に事業効果をあげている。例えば、生活保護・児童福祉等における保健医療面でのケアの充実、児童虐待問題に対する児童相談・保健・医療・福祉等の分野の一体的取り組みの強化、保健・福祉・児童相談のケースワーク部門の連携による相談機能の強化など各種サービス内容の充実とともに、窓口一元化によるワンストップサービスなど利便性の向上が図られている。

なお、住民サービスが向上した具体的な事例については（P○～P○）のとおりである。

（２）組織・人員

本県においては、統合組織（保健福祉事務所）は「福祉に関する事務所」とし、その内部に保健所と児童相談所を包含する組織形態とした。

保健・福祉の組織統合により、総務経理部門の統合による人員の削減が図られたことは勿論であるが、統合事務所設置の目的の一つは市町村支援機能の強化であり、老人・身体障害者福祉・母子保健等の多くの事務が市町村に移譲され複雑化していく中、市町村にとって身近な機関として市町村の支援を行う課として地域支援課を設置した。地域支援課においては、市町村主体の施策の支援を行うほか各種保健福祉プランづくりなど具体的な支援を行っている。

また、施設入所が措置から契約へ移行する中、適正な処遇によるサービスの確保のため各地域の現状を把握しやすい保健福祉事務所に施設指導課を設置し、高い専門性をもつ技術系職員を含む専任組織により施設の適正な運営指導をしている。

（３）施設設備

旧福祉事務所の庁舎と旧保健所庁舎及び旧児童相談所庁舎を統合したことにより、１０カ所の福祉事務所庁舎及び２カ所の児童相談所庁舎が不要になり施設維持管理の経費の節減が図られる一方で、旧保健所庁舎に統合組織をおいたことにより、統合当初は相談室等の不足が生じたが、来所者のプライバシーに配慮したスペース確保のための整備をしている

（４）行政運営

群馬県においては、事務所の統合により保健所の圏域と福祉事務所の圏域が統一され、圏域内の保健と福祉の関係者を一堂に会した会議を設営し地域・分野間の調整を円滑にすることが可能となった。

（統合事務所等の写真）

事務所内においては、職員が各自専門性を磨きながら、保健・医療・福祉・環境など幅広い知識技術を修得し行政能力を高められるよう職員自ら専門分野の講師となる職場研修の実施などの工夫をしている。

市町村等に対しては、地域支援課に保健師が配置されたことにより介護支援専門員等の研修が充実し、きめ細かい技術支援により介護保険制度の安定運営に大きく寄与した。また、医療機関・社会福祉施設・保育所の指導における事務所内の各分野の協働連携に加え、その取組み規模も大きくなったことにより対応能力が向上している。事務所統合の目的は総合的かつ一体的なサービス、直接的サービスの市町村移管に伴う支援などの課題に対応すべく整備をしたものであるが、今後、急速に進展する市町村合併など新たな時代の要請と県民の要望を捉え、適時適切な体制整備を図っていく必要がある。

担当：群馬県保健福祉課	
T E L	027-226-2511
F A X	027-243-2670

3. 具体的な統合効果について

(1) 住民サービスの向上

対象者の区分	障害者 ○母子家庭 ○婦人保護、DV ○こころの健康 ○高齢者 ○児童(児童虐待防止、子育て支援) ○難病 ○その他()
当該対象者の概要 (年齢、疾患・健康状況、家族状況等)	主は51歳の女性、独身で統合失調症(心因反応、精神発達遅滞)のため、県立精神医療センターへ通院中である。家族は父、兄2人、姉1人、弟1人であるが、現在は断絶状態となっている。また、生活保護受給中である。
これまでの経過	統合失調症、精神発達遅滞で、他人に利用されやすく詐欺行為にあったり、偽装結婚に巻き込まれたりして心因反応を起こしていた。潜在的な就労能力はあると考えられるが、不安焦燥、被害関係念慮など症状がとり払われず、自宅での生活が続いている。不安焦燥などが続くと、頻繁に県立精神医療センターを訪れる。
保健・福祉の連携状況	・ 県立精神医療センターの連絡を受け、随時、村の保健師が訪問し健康指導するとともに、同センターの助言のもと、保健福祉事務所のケースワーカーが訪問して、生活指導を行った。 ・ 保健福祉事務所の保健師及びケースワーカーでケース検討を行い、ケースワーカーが保健師を伴って家庭を訪問し、就労指導を行った。 ・ 本人、保健師、ケースワーカーで、精神障害者に対応する職親のところへ出向いて就労を決定した。 ・ 職親、保健福祉事務所の保健師及びケースワーカーの3者で随時情報交換を行い、就労内容を確認しつつ、福祉的就労から一般就労へ移行するための検討を行った。
サービス向上のポイント	・ 就労に伴うストレスや不安等による精神状態の悪化を防ぐため、県立精神医療センターから村の保健センターへ情報の提供を行い、保健師による訪問健康指導を行った。さらに、生活保護からの早期自立を図るため、保健福祉事務所の保健師が就労について指導するとともに、ケースワーカーが主に生活の指導を行うなど、それぞれの支援の役割を分担した。 ・ 県立精神医療センター及び保健福祉事務所の保健師の指導・助言により、就労能力を判断し、まず職親での半日就労からはじめた。その後、徐々に時間を増やし、就労状況を観ながら、職親、保健福祉事務所の保健師及びケースワーカーの3者で検討し、一般就労への具体的方向を本人に示し、自立を促した。

3 . 具体的な統合効果について

(1) 住民サービスの向上

対 象 者 の 区 分	○ 障害者 ○ 母子家庭 ○ 婦人保護、D V ○ こころの健康 ○ 高齢者 ○ 児童 (児童虐待防止、子育て支援) ○ 難病 ○ その他 ()
当該対象者の概要 (年 齢 、 疾 患 ・ 健 康 状 況 、 家 族 状 況 等)	父 : 4 7 歳 ・ 自 営 業 母 : 4 8 歳 ・ 主 婦 ・ 統 合 失 調 症 長男 : 1 0 歳 ・ 小 学 校 5 年 生
これまでの経過	母親の本児が学校や地域でいじめられているとの被害妄想により、本児を家庭内に監禁、登校させない状況が続く。このような劣悪な養育環境下で、父親は母親の言いなりとなり、生活改善の責任を放棄したため、本児は対人関係や言語表現、学習や体力面において発達不全に陥った。
保 健 ・ 福 祉 の 連 携 状 況	保健部の保健師、心の健康センターの医師、児童相談部の児童福祉司や心理判定員による合同対策会議を開催、職務に基づいた役割分担を決定する。 医師、保健師による健康診断の結果、母親の症状を確認、通院治療を勧めるが拒否される。 この段階で、関係者は本児の安全確保の必要性について共通認識を持ち、本児を保護する。 現在、本児の家庭復帰を目指して、母親の通院指導と本児の育成支援を関係機関で協力しながら実施している。
サ ー ビ ス 向 上 の ポ イ ン ト	保健部門では母親の医療支援が、児童相談部門では児童の安全確保と健全育成が支援の中心であるように、各部門の支援目標に相異があることについての相互理解が必要である。 また、関係機関が情報を共有し、家庭訪問を一緒に実施する等支援の協働化と計画化が重要である。 なお、家庭に対する支援は、長期間継続して実施することが有効であり、関係機関だけでなく地域としての取り組みが大切である。

3 . 具体的な統合効果について

(1) 住民サービスの向上

対象者の区分	○ 障害者 ○ 母子家庭 ○ 婦人保護、DV ○ こころの健康 ○ 高齢者 ○ 児童(児童虐待防止、子育て支援) ○ 難病 ○ その他()
当該対象者の概要 (年齢、疾患・健康 状況、家族状況等)	先天性の非進行性筋疾患で、出生と共に入院となり2歳で人工呼吸器を装着した。8歳で退院し、在宅療養を継続している10歳の女兒。四肢は屈曲した状態で固定し、上肢の指先がわずかに動く程度。退院時は両親と2人の姉と生活するが、その後両親が別居・離婚となり、現在は母との2人暮らしをしている。
これまでの経過	・平成14年9月管内転入に伴い、医療給付の住所変更届出のために母が保健所に来所し面接する。同時に主治医からの依頼もあり、訪問を開始する。 ・主治医が中心となり、3ヶ月に1回、病院関係者(主治医・ワーカー・看護婦)地域関係者(訪問看護師・ヘルパー・保健師・歯科衛生士等)で児の病状および各機関の支援状況の確認、情報交換等を実施。 ・病状の悪化等もみられず、また1ヶ月に1回程度ショートステイを利用することで母も適度な息抜きをしながら在宅での療養生活が送れている。
保健・福祉の連携状況	・訪問看護ステーションの選定および調整 (児の安全の確保・母の負担の軽減・母の希望を考慮した方法等の検討) ・看護学生ボランティアの導入(遊びや話し相手等) ・意思伝達装置の給付に伴う調整 (福祉事務所、納入業者、パソコン指導者の紹介等)
サービス向上のポイント	・支援者同士が検討会を持つことで、児を総合的にとらえると同時に、支援者同士の横のつながりもできてきた。また、各機関の役割も明確になり、的確な支援ができるようになった。 ・支援者が多くなることで、児への刺激も増え精神発達面に良い影響を及ぼしている。また、母も相談内容によって相手を選べるようになり、早期に解決ができるようになった。